

令和3年7月15日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

### 夏季休業中の新型コロナウイルス感染症対策について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県に出されていた「まん延防止等重点措置」は解除され、「愛知県厳重警戒措置」に変更となりました。

本市の教育活動につきましては、夏休みより次のように一部変更させていただきます。このお知らせでは、今までの対策より変更した点(下線部分)と特にお願いしたい点についてお伝えします。併せて、夏季休業中の家庭での新型コロナウイルス感染症対策についてお願いしたいことをお伝えします。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

#### 1 教育活動について

##### (1) 登校について (学校にウイルスを持ち込まない)

- ・お子様の健康状態を観察(検温)し、「健康観察カード」に記入して、登校させてください。
- ・「風邪の症状がある」(新型コロナウイルス感染症の疑いが心配される)などの体調不良の場合は、欠席させてください。「出席しなくてもよい日」とします。症状が改善されるまで自宅で休養してください。
- ・同居の家族等が、濃厚接触者に特定された場合や、風邪の症状等によりPCR検査等を受ける場合は、学校に連絡をお願いします。欠席する場合は「出席しなくてもよい日」とします。

※今までお願いしてきました「同居する家族に『風邪の症状がある』場合の欠席」については、7月20日をもって終了します。

※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。

##### (2) 出校日等の活動について

- ・集団が狭い空間に集まるような活動は自粛します。外部の方が来校する活動は、十分な感染症対策を講じながら実施をしていきます。

##### (3) 部活動について

- ・活動は、準備片付けも含めて3時間以内とします。ただし、夏季休業中の土日の活動は基本的に行いません。(春日井市部活動ガイドラインより)
- ・対外的な活動(対外試合・合同練習・大会・発表会)は、感染症対策を講じながら実施します。実施については活動時間・場所、移動方法、会場・更衣室の利用についても、考慮します。

## 2 家庭での対策とお願いについて

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・ 3密の回避、マスク着用、手洗い励行、換気、健康観察等の基本的対策をお願いします。
- ・ 会食は高い感染リスクを伴います。家族以外との会食はできるだけ控え、行う場合には、少人数で、最大限の感染対策をとってください。
- ・ 狭い場所や密閉空間での長居は感染リスクが非常に高いため控えさせてください。
- ・ 不要不急の外出は控えさせてください。

※暑さの厳しい時期となりますので、熱中症対策のため、適切なマスクの着用についてもお話してください。

### (2) 新型コロナウイルスに関する連絡について

- ・ 夏季休業中には出校日や部活動があり、児童生徒が登校する場合があります。そこで、本人が次の状況になった場合には、これまで通り、学校へ連絡をしてください。
  - \*濃厚接触者として特定された場合
  - \*濃厚接触者となる可能性が出た場合（同居者等が濃厚接触者に特定された場合）
  - \*感染が判明した場合

ただし、8月10日（火）～13日（金）、16日（月）の学校閉校日は学校教育課（85-6444）まで、連絡してください。

## 3 その他

- ・ 学校でも、感染者や濃厚接触者が「いじめ」の被害者にならないよう指導してまいりますが、ご家庭でも偏見や差別が生じないようにお話してください。
- ・ ご家庭においても「新しい生活様式」の実践を引き続きお願いします。特に、「感染のリスクが高まる5つの場面」（厚労省）は、避けていただきますようお願いいたします。